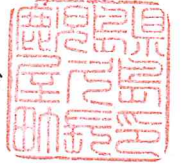


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 30 年 3 月 1 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
中間集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）  
平成 30 年 2 月 23 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
2 経営体  
法人                    1 経営体  
個人                    1 経営体  
集落営農                0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はあるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
・ 借り手を見つけることができない場合は農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
・ 農業後継者の育成、新規就農の促進、担い手への農地集積に取り組む。